

## 第3節

## 地産地消の推進

地域で生産したものを地域で消費する地産地消の取組は、消費者に「顔が見え、話ができる」関係で地場産物を購入する機会を提供し、食料自給率の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要な取組である。また、農山漁村の6次産業化(生産・加工・販売の一体化等)にもつながる取組である。

直売所や量販店での地場産物の販売、学校や病院・福祉施設の給食、外食・中食産業や食品加工業での地場産物の利用などにより、消費者は身近な場所で作られた新鮮な地場産物や地場産物を使った料理を食べることができ、また、農林水産業を身近に感じる機会が得られ、「食」や「農林水産業」についての理解が深まることが期待される。

なお、地産地消については「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が平成22年12月に公布され、本法律に地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な理念や農林水産大臣による基本方針の策定等について規定された。今後、同法に基づく地方公共団体による促進計画の策定が進められていくこと等により、地産地消の一層の推進を図っていくことが期待される。

農林水産省では、直売所を中心とした取組の推進や、学校給食や企業の食堂における地場産物の活用の推進等を図るため、平成22年度に次のような取組を行った。

- ① ウェブサイトによる地産地消に関する情報提供、メールマガジンの配信のほか、学校給食での地場産物の利用拡大などをテーマとしたセミナーの開催等によ

り全国的な取組の推進を図った。

- ② 地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工施設の整備のほか、関係者が一丸となって地産地消に取り組む地域に対する支援を行った。
- ③ 全国地産地消推進協議会の主催による「全国地産地消推進フォーラム2011」が平成23年2月に開催され、地産地消の優良活動事例に対する農林水産大臣賞等の表彰と受賞団体による事例発表が行われた。
- ④ また、地域の取組を進める人材の確保が重要であることから、地場産物の安定供給体制の構築など地域の農林水産物の生産、販売、消費をつなぐ中心的な役割を果たし、今後、各地の地産地消の更なる発展のために活躍が期待される方々を「地産地消の仕事人」として選定した。平成20年度からの3年間で地場産物の直接販売に取り組む農林漁業関係者や料理人、栄養教諭など131名が選定されているほか、「地産地消の仕事人」の活動状況に関する情報提供や現地派遣等を行った。
- ⑤ 学校給食などにおける地場産物の利用を拡大するため「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食・社員食堂、外食・弁当などにおいて地場産食材を安定的に確保・利用している12件の優れた地産地消メニューを農林水産大臣賞等として選定・表彰した。また、学校給食における地場産物の原材料費の助成等を行う事業を実施した。

## 第4章

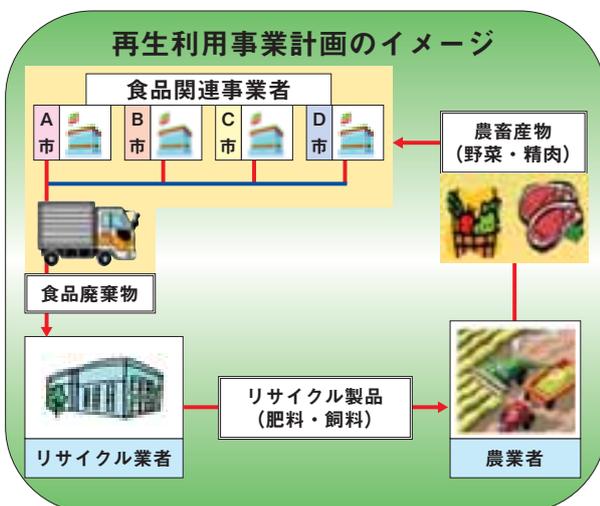
## 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等



栃木県宇都宮市で提供されている地産地消弁当  
(地産地消給食等メニューコンテスト受賞事例)

また、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)の再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)の認定制度の活用等により、食品関連事業者、リサイクル業者、農業者等の3者が連携し、地域で発生した食品循環資源を肥料や飼料として再生利用し、これにより生産された農産物を地域において利用する取組も進んでいる。

環境省では、こうした取組を推進するため、平成22年度には全国の4箇所では食品リサイクル・ループの説明会を実施し、先行事例の紹介や現場の見学会を行った。



## 第4節

# バイオマス利用と食品リサイクルの推進

## 1 バイオマスの総合利用

バイオマスは、動植物から生まれた再生可能な資源であり、家庭やレストラン等から出る生ゴミや家畜排せつ物などのように我々の身近に豊富に存在している。バイオマスを利用することは、循環型社会を形成し、地球温暖化の防止に役立つほか、新たな産業の育成や農山漁村の活性化につながるものである。

バイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、政府は、平成22年12月に、「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)に基づき、「バイオマス活用推進基本計画」を閣議決定した。

バイオマス活用推進基本計画においては、平成32年までに国が達成すべき目標として、①600市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定すること、②バイオマスを活用する約5千億円規模の新産業を創出すること、③炭素換算で年間約2,600万トンのバイオマスを活用すること、等を掲げており、これらの目標の達成に向けて政府が講ずべき施策についての基本的な方針等を示している。

バイオマスは通常、広く薄く存在していることから、その活用を推進するためには、地域分散型の利用システムを構築することが重要である。

地域が主体となってバイオマスを活用する取組としては、食品廃棄物を豚の飼料として再利用し、生産される畜産物をブランド化して販売する取組や、休耕田で菜種を栽培し、食用油として利用した後の廃食用油を集めてバイオディーゼル燃料を製造するいわゆる